

県内関係医療機関・助産院 御中

沖縄県保健医療介護部
医療政策課長
(公印省略)

産科・小児科医療機関等支援事業（産科関係）に係る要望調査について

平素から本県の医療行政にご協力を頂き、感謝申し上げます。

このたび、令和7年度厚生労働省補正予算の成立に伴い、国において「医療・介護等支援パッケージ」が実施されることとなりました。

つきましては、県の事業化の参考とするため、同事業のうち、産科施設への支援に係る事業について、下記のとおり要望調査を行いますので、活用を希望される場合は、令和8年2月19日（木）までにご回答くださいますようお願ひいたします。

記

1 対象事業（事業の概要、対象等は別紙）

- (1) 分娩取扱施設支援事業
- (2) 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）
- (3) 地域連携周産期支援事業（産科施設）

2 事業計画書の提出方法等

令和8年2月19日（木）までに、事業計画書（別添）を、下記担当まで電子メール（エクセル様式（PDF不可）によりご提出ください。メールの件名は「（施設名）令和8年度産科・小児科医療機関等支援事業要望」としてください。

3 留意事項

- (1) 本事業は次年度に繰り越される見通しであり、令和8年度の実施にむけたものとなっております。
- (2) 期限内に回答がない場合は、補助を受けることはできませんのでご留意くださいますようお願ひいたします。
- (3) 本事業の実施については、県の予算の措置状況によりますので、要望された事業が実施できない場合があります。
- (4) 事業内容等は現在の国の実施要綱に基づき記載しており、また、実際の補助金額は厚生労働省の内示額に基づき決定するため、要望額に対して全額を補助できない場合があります。

提出・問い合わせ先
沖縄県保健医療介護部医療政策課
担当：宮平
E-Mail：miyahika@pref.okinawa.lg.jp
TEL：098-866-2111

事業概要

※ 事業内容等は現在の国の実施要綱から記載しており、また、実際の補助金額は厚生労働省の内示額に基づき決定するため、要望額に対して全額を補助できない場合があります

1. 分娩取扱施設支援事業

(1) 目的

本事業は、分娩数が減少している分娩取扱施設に対して、一定規模の分娩取扱を継続するための支援を行い、出生数の減少が進行するなかでも地域で安心してこどもを生み育てることのできる周産期医療体制の確保を図るものである。

(2) 補助要件

次の全てを満たす施設であること

- ① 令和7年4月1日から9月30日までの分娩取扱件数が25件以上であること
 - ② 交付申請日時点において、分娩取扱を継続していること
 - ③ 令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度における分娩取扱件数を5%以上下回っていること
 - ④ 「産科医療機関確保事業」、「周産期母子医療センター運営事業」、「地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）」及び「地域連携周産期支援事業（産科施設）」のいずれの補助金の交付を受けていないこと
- (3) 補助金額
- ① 基準額
- 1施設当たり、1,160,000円×分娩取扱件数減少率（%）（※）
- ※（令和5年度の分娩取扱件数－令和6年度の分娩取扱件数）／令和5年度の分娩取扱件数×100（小数点以下は切り捨て、15%を上限とする）
- ② 対象経費
- 令和7年度における、分娩取扱施設の運営に必要な医師・助産師・看護師に係る次に掲げる経費×分娩取扱件数減少率（%）/100（※）
- ア 職員基本給
イ 職員諸手当
ウ 諸謝金
エ 社会保険料

2. 地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）

(1) 目的

本事業は、分娩取扱施設が少なく当面集約化が困難な地域に所在する産科医療機関に対して、分娩取扱の継続に必要な経費の一部を支援することにより、地域の分娩取扱機能の維持を図るものである。

(2) 補助要件

次の全てを満たす施設であること

- ① 令和7年度において、分娩取扱実績があること
- ② 令和7年度末において、分娩を取り扱う病院の数が1以下であり、かつ、分娩を取り扱う診療所の数が2以下である二次医療圏に所在すること
→北部、宮古及び八重山医療圏が該当
- ③ 令和7年度において、妊産婦の健康診査を実施していること
- ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること

- ⑤ 今後の分娩取扱について都道府県や地域の他の分娩施設との連携の状況や今後の取組に関する計画を提出すること
 - ⑥ 「**産科医療機関確保事業**」、「周産期母子医療センター運営事業」、「分娩取扱施設支援事業」及び「地域連携周産期支援事業（産科施設）」のいずれの補助金の交付を受けていないこと
- (3) 補助金額
- ① 基準額
 - 1 施設当たり
 - ア 分娩取扱期間 年間9月以上 11,246千円
 - イ 分娩取扱期間 年間6月以上9月末満 7,500千円
 - ウ 分娩取扱期間 年間6月末満 3,700千円
 - ② 対象経費
 - 令和7年度における、分娩取扱施設の運営に必要な次に掲げる経費
 - ア 職員基本給
 - イ 職員諸手当
 - ウ 諸謝金
 - エ 社会保険料
- ※ 補助金算定の計算上、産科部門が赤字となる機関が対象

3. 地域連携周産期支援事業（産科施設）

- (1) 目的
- 本事業は、分娩は取り扱わないが、妊婦健診や産前・産後管理等を実施し、近隣の分娩取扱施設と連携体制を構築している産科医療機関に対して、診療を継続するための支援を実施することにより、近隣の分娩取扱施設の負担軽減とその他の産科施設との役割分担を進め、地域の実情に応じた周産期医療体制の構築を図るものである。
- (2) 補助要件
- 次の全てを満たす施設であること
- ① 令和7年度において、原則各妊婦に対して妊娠初期から中期以降までの妊婦健康診査を実施し、必要に応じて産後管理を実施できる体制を確保していること
 - ② 令和7年度において、分娩を取り扱っていない又は同年度中に分娩取扱の中止が決定していること
 - ③ 近隣の分娩取扱施設とオープンシステムまたはセミオープンシステムを構築していること
 - ④ 各都道府県において策定した医療計画上の集約化・重点化計画との整合性が確保されていること
 - ⑤ 「**産科医療機関確保事業**」、「分娩取扱施設支援事業」及び「地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）」のいずれの補助金の交付を受けていないこと
- (3) 補助金額
- ① 施設
 - ア 基準額
 - 1 施設当たり 7,239千円
 - イ 対象経費
 - 産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、診察室の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費（令和7年度契約分が対象となる予定）
 - ② 設備
 - ア 基準額
 - 1 施設当たり 4,630千円
 - イ 対象経費
 - 産前・産後の診療を行う産科医療機関として必要な、下記の医療機器購入費

(超音波診断装置、診察台（内診台）、分娩監視装置)
(令和7年度契約分が対象となる予定)